

令和 4 年第 2 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 1）

堺 市



# 目 次

	頁
議案第 49 号	堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部を改正する条例…………… 3
議案第 50 号	堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める 条例の一部を改正する条例…………… 7
議案第 51 号	堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における 開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例…………… 13
議案第 52 号	堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 15
議案第 53 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… 17
議案第 54 号	工事請負契約の締結について [協和町西団地15号館建替住宅建設工事] …………… 19
議案第 55 号	工事請負契約の締結について [東三国丘小学校校舎改築工事] …………… 23
議案第 56 号	土地の売払いについて…………… 27
議案第 57 号	物品の買入れについて [はしご付消防自動車 (40m級)] …………… 31
議案第 58 号	物品の買入れについて [はしご水槽付消防ポンプ自動車 (15m級)] …………… 33
議案第 59 号	市道路線の認定及び廃止について…………… 35
報告第 3 号	堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について…………… 53
報告第 4 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について…………… 57



# 令和4年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和4年5月30日

堺市長 永藤英機

- 議案第 49 号 堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 50 号 堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 51 号 堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 52 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第 53 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 54 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 55 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 56 号 土地の売払いについて
- 議案第 57 号 物品の買入れについて
- 議案第 58 号 物品の買入れについて
- 議案第 59 号 市道路線の認定及び廃止について
- 報告第 3 号 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 報告第 4 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について



## 堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部 を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で法第292条第1項第8号の控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第33条第1項中「令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。」を「令和4年法律第1号」に、「令和3年新法」を「令和4年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和3年新法」を「令和4年新法」に改める。

附則第3条の2第1項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「令和3年新法」を「令和4年新法」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「令和3年新法」を「令和4年新法」に、「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「令和3年新法附則第15条第16項本文」を「令和4年新法附則第15条第15項本文」に改め、同条第4項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令和3年新法附則第15条第27項第1号イ」を「令和4年新法附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令和3年新法附則第15条第27項第2号イ」を「令和4年新法附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第6項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令和3年新法附則第15条第27項第3号イ」を「令和4年新法附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第7項中「令和3年新法附則第15条第30項」を「令和4年新法附則第15条第29項」に改め、同条第8項中「令和3年新法附則第15条第34項」を「令和4年新法附則第15条第33項」に改め、同条第9項中「令和3年新法附則第15条第35項」を「令和4年新法附則第15条第34項」に改め、同条第10項中「令和3年新法」を「令和

4年新法」に改める。

附則第3条の2の2中「令和3年新法」を「令和4年新法」に改める。

附則第3条の5の見出し中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第3条の5の2の見出し中「特定熱損失防止改修住宅等」を「特定熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第5条の2中「令和3年改正法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）」に改める。

（堺市手数料条例の一部改正）

第2条 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第13条」を「以下この条及び第13条」に、「証明に」を「証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書の交付については、この限りでない。

第13条第2号中「固定資産課税台帳」の次に「(同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「閲覧」の次に「(法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加え、同条第3号中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」の、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」に係る」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第18条の改正規定 令和6年1月1日



(2) 第2条中第11条の改正規定（同条にただし書を加える部分を除く。）並びに第13条第2号の改正規定（「閲覧」の次に「(法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える部分に限る。）及び同条第3号の改正規定（「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)に係る」を加える部分に限る。） 令和6年4月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の堺市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の堺市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部 改正について

### 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行に伴い、次の条例について所要の改正等を行うものであること。

#### (1) 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）

- ア 個人の市民税について、公的年金等受給者の申告義務に係る規定の整備を行うもの
- イ 固定資産税等について、課税標準の特例による減額措置の適用期限の延長等に伴う所要の改正を行うもの
- ウ 固定資産税について、省エネ改修を行った住宅に係る減額措置の見直しに伴う所要の改正を行うもの
- エ その他規定の整備を行うもの

#### (2) 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）

- ア 固定資産課税台帳に記載されている事項に関する証明書の交付等について、一定の措置を講じたものの交付等を含むことを明確化するもの
- イ 納税証明書等の交付等について、住所に代わる事項の記載をしたものの交付等を含むことを明確化するもの
- ウ 規定の整備を行うもの

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであること。

- (1) 1(1)アに係る改正規定 令和6年1月1日
- (2) 1(2)イに係る改正規定 令和6年4月1日

## 堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく 準則を定める条例の一部を改正する条例

堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市工場立地法第4条の2第1項及び国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「「法」を「立地法」に、「法」を「立地法」に、「市準則」を「立地法市準則」という。）及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第20条の2第1項の規定に基づき、既存準則に代えて適用すべき準則（以下「特区法市準則」に改める。

第2条中「法」を「立地法及び特区法」に改める。

第3条の見出し中「対象区域」を「立地法市準則に係る対象区域」に改め、同条第1項中「法第4条の2第1項」を「立地法第4条の2第1項」に、「範囲及び」を「範囲並びに」に改め、「区分ごとの」の次に「緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する」を加え、同条第2項中「製造業等に係る工場又は事業場（以下「特定工場」という。）」を「特定工場」に改め、「この条例の規定」の次に「（立地法市準則に係る部分に限る。）」を加える。

第4条第1項中「法市準則」を「立地法市準則及び特区法市準則」に改め、同条第2項中「法」を「立地法」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特区法市準則に係る緑地及び環境施設の面積率）

第4条 特区法第20条の2第1項の規定により事業実施区域において既存準則に代えて適用すべき緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区分	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第1種区域における特例既存工	100分の10以上	100分の10以上

場		
第2種区域における特例既存工場	100分の5以上	100分の5以上
第1種区域又は第2種区域以外の区域における特例既存工場	100分の15以上	100分の15以上

備考 この表において「特例既存工場」とは、昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（同日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場であつて、同日後に新たに特定工場に該当することとなったものを含む。以下「既存工場」という。）のうち、前条第1項（同項の規定が適用されない既存工場にあつては、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条）に定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を満たさないものをいう。

2 特例既存工場（前項の表の備考に規定する特例既存工場をいう。以下同じ。）が同表に規定する区分のうち2以上の区分に該当する場合における同項の規定の適用については、当該特例既存工場の敷地のうちそれぞれの区分に該当する部分の当該敷地に占める面積の割合が最も高い部分の区分に係る規定を、当該特例既存工場について適用する。

附則第2項の見出しを削り、同項中「昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場」という。）」を「既存工場（第3条第1項の規定の適用を受けるものに限る。）」に、「第3条」を「同項」に、「緑地及び環境施設」を「緑地等」に、「附則別表」を「附則別表第1」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（適用除外）

2 工場立地法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出があつた特例既存工場のうち、当該届出に関して、同法第4条第1項の規定により公表された準則の規定（緑地等のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関するものに限る。）又は当該準則に代わるものとして同法第4条の2の規定に基づき定めるこの条例の規定に適合すると市長が認めたことがある特例既存工場については、第4条の規定は、適用しない。

附則第3項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

4 特例既存工場において、生産施設の面積の変更が行われるときは、第4条第1項の規定に適合する緑地等の面積の算定は、附則別表第2に規定する算式により行うものとする。

附則別表第1項中「工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）」を「法準則」に改め、同表を附則別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

（次の1表 別記）

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（堺市緑の保全と創出に関する条例の一部改正）

2 堺市緑の保全と創出に関する条例（平成22年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第31条中「規定は」の次に「、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項本文に規定する特定工場の設置に係る行為」を加え、「、堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年条例第40号）第3条第2項に規定する特定工場の設置に係る行為」を削る。

附則別表第2

1 特例既存工場が、法準則別表第1の上欄に掲げる一の業種に属する場合

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する環境施設の面積
第1種区域における特例既存工場	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種区域における特例既存工場	$G \geq (P/\gamma) (0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.05 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.05 - (E_0/S)) > 0.05S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.05S - E_1$ とし、 $0.05S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第1種区域又は第2種区域以外の区域における特例既存工場	$G \geq (P/\gamma) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

2 特例既存工場が、法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する環境施設の面積
----	------------------------------	--------------------------------

第1種区域における特例既存工場	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S)) &gt; 0.1S - G_1 &gt; 0</math>のときは<math>G \geq 0.1S - G_1</math>とし、<math>0.1S - G_1 \leq 0</math>のときは<math>G \geq 0</math>とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S)) &gt; 0.1S - E_1 &gt; 0</math>のときは<math>E \geq 0.1S - E_1</math>とし、<math>0.1S - E_1 \leq 0</math>のときは<math>E \geq 0</math>とする。</p>
第2種区域における特例既存工場	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S)) &gt; 0.05S - G_1 &gt; 0</math>のときは<math>G \geq 0.05S - G_1</math>とし、<math>0.05S - G_1 \leq 0</math>のときは<math>G \geq 0</math>とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (E_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (E_0 / S)) &gt; 0.05S - E_1 &gt; 0</math>のときは<math>E \geq 0.05S - E_1</math>とし、<math>0.05S - E_1 \leq 0</math>のときは<math>E \geq 0</math>とする。</p>
第1種区域又は第2種区域以外の区域における特例既存工場	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S)) &gt; 0.15S - G_1 &gt; 0</math>のときは<math>G \geq 0.15S - G_1</math>とし、<math>0.15S - G_1 \leq 0</math>のときは<math>G \geq 0</math>とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ <p>ただし、<math>\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) &gt; 0.15S - E_1 &gt; 0</math>のときは<math>E \geq 0.15S - E_1</math>とし、<math>0.15S - E_1 \leq 0</math>のときは<math>E \geq 0</math>とする。</p>

3 附則別表第1第3項の規定は、前2項の表に規定する算式について準用する。この場合において、附則別表第1第3項中「既存工場」とあるのは、「特例既存工場」と読み替えるものとする。

## 堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく 準則を定める条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）の一部改正を踏まえ、本市の区域内に所在する工場立地法（昭和34年法律第24号）等に定める緑地及び環境施設の面積率に係る特例既存工場について、当該面積率を緩和することにより、工場の建替え等の企業投資を促進し、雇用及び事業機会の拡大並びに税源涵養を図るため、特区法第20条の2第1項の規定に基づく準則を定めることとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和4年7月1日から施行するものであること。



## 堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例

堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例（平成14年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる」に、「ものを」を「区域を」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可の申請がなされている場合の当該申請に係る許可の基準については、この条例による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内に おける開発行為等の許可に関する条例の一部 改正について

### 1 改正の趣旨

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正に伴い、市街化調整区域に係る法第34条第12号の規定により条例で定める開発許可の基準について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和4年7月1日から施行するものであること。

## 堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第3項の表に次のように加える。

堺市上下水道局未利用資産活用事業者選定委員会	上下水道局の所管する未利用資産の活用事業に係る契約の締結に当たり、当該事業ごとに行う事業を実施する者の選定についての審議及び審査に関する事務	事業ごとに10人以内	委嘱され、又は任命された日から事業を実施する者が選定される日まで
------------------------	--	------------	----------------------------------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

上下水道局の所管する未利用資産の活用事業について、当該活用事業を行う者の選定に係る審議及び審査に関する事務を行うため、堺市上下水道局未利用資産活用事業者選定委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 協和町西団地 15 号館建替住宅建設工事
  
- 2 工事概要 住宅建設工事  
住棟新築 鉄筋コンクリート造地上9階建 延べ面積3,570.48㎡  
ゴミ置き場新築 鉄筋コンクリート造平屋建 延べ面積27.87㎡  
バイク置き場新築 アルミニウム合金造平屋建 2棟 延べ面積24.42㎡  
駐輪場新築 アルミニウム合金造平屋建 3棟 延べ面積61.96㎡  
屋外附帯  
昇降機設備工事
  
- 3 契約の相手方 大阪府堺市堺区永代町5丁1番10号  
株式会社木綿麻建設  
代表取締役 中東 栄
  
- 4 契約金額 816,750,000円  
うち取引に係る消費税額等 74,250,000円
  
- 5 仮契約の日 令和4年4月25日

## 工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札  
(地方自治法施行令第167条の10の2第2項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和6年1月31日まで
- 3 入札執行日時 令和4年3月30日 午後1時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過 技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社木綿麻建設	105	742,500,000	14.141	落札(低入札価格調査の結果)
堺土建株式会社	110	858,000,000	12.82	
日野・南街 建設工事共同企業体	108.7	850,000,000	12.788	

(備考) 予定価格 832,333,000 円、調査基準価格 766,440,000 円

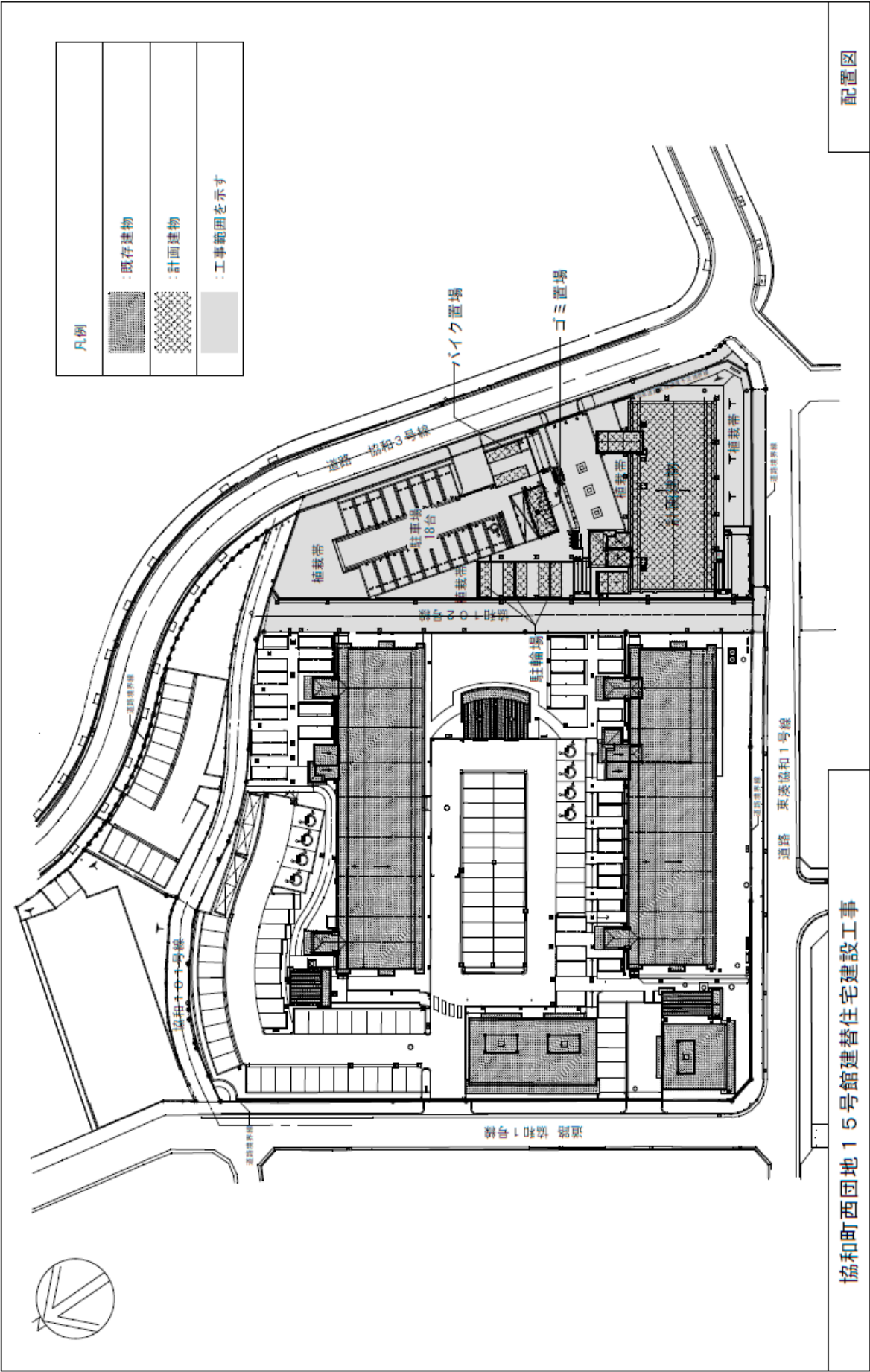
上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。





付近見取図

協和町西団地15号館建替住宅建設工事



凡例	
既存建物	■
計画建物	■
工事範囲を示す	■

配置図

協和町西団地15号館建替住宅建設工事

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 東三国丘小学校校舎改築工事
  
- 2 工事概要 校舎棟改築 鉄筋コンクリート造地上5階建 延べ面積5,855.38㎡  
渡り廊下棟新築 鉄骨造地上3階建 延べ面積25.02㎡  
既設改修  
屋外附帯  
昇降機設備工事
  
- 3 契約の相手方 大阪府堺市堺区海山町2丁123番地  
株式会社隆栄建設  
代表取締役 嘉陽 利明
  
- 4 契約金額 1,273,800,000円  
うち取引に係る消費税額等 115,800,000円
  
- 5 仮契約の日 令和4年4月25日



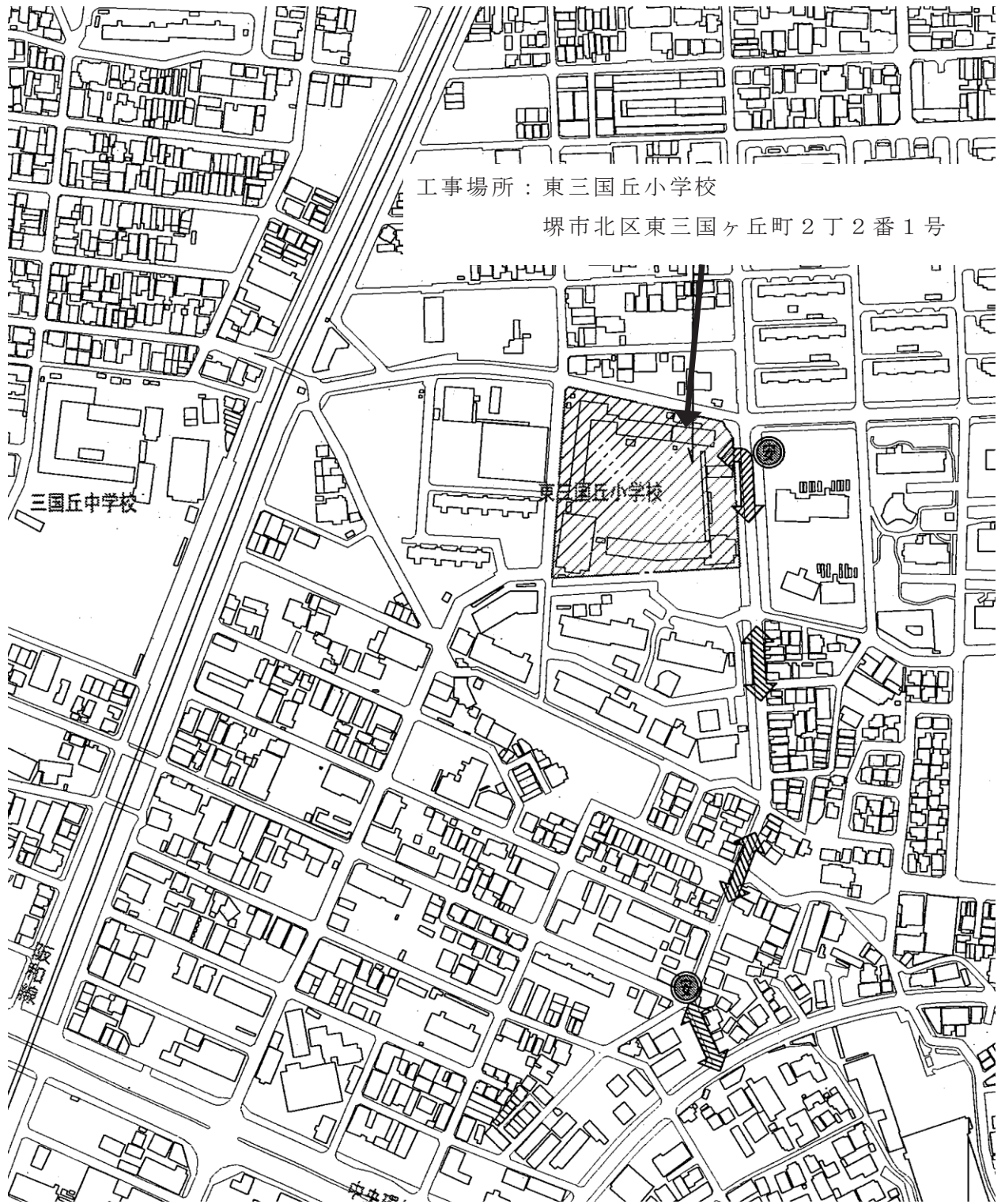
## 工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和6年3月15日まで
- 3 入札執行日時 令和4年3月30日 午前11時30分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

参加者	経過	技術 評価点	第1回入札金額 (単位 円)	評価値	備考
株式会社隆栄建設		110	1,158,000,000	9.499	落札(低入札価格調査の結果)
堺土建・藤木組建設工事共同企業体		112	1,190,000,000	9.411	
株式会社木綿麻建設		107	1,224,000,000	8.741	
大森・河村建設工事共同企業体		111.6	1,278,000,000	8.732	

(備考) 予定価格 1,289,084,000 円、調査基準価格 1,192,123,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の10%に相当する額(消費税額等)を加算した金額が契約金額になる。



東三国丘小学校校舎改築工事

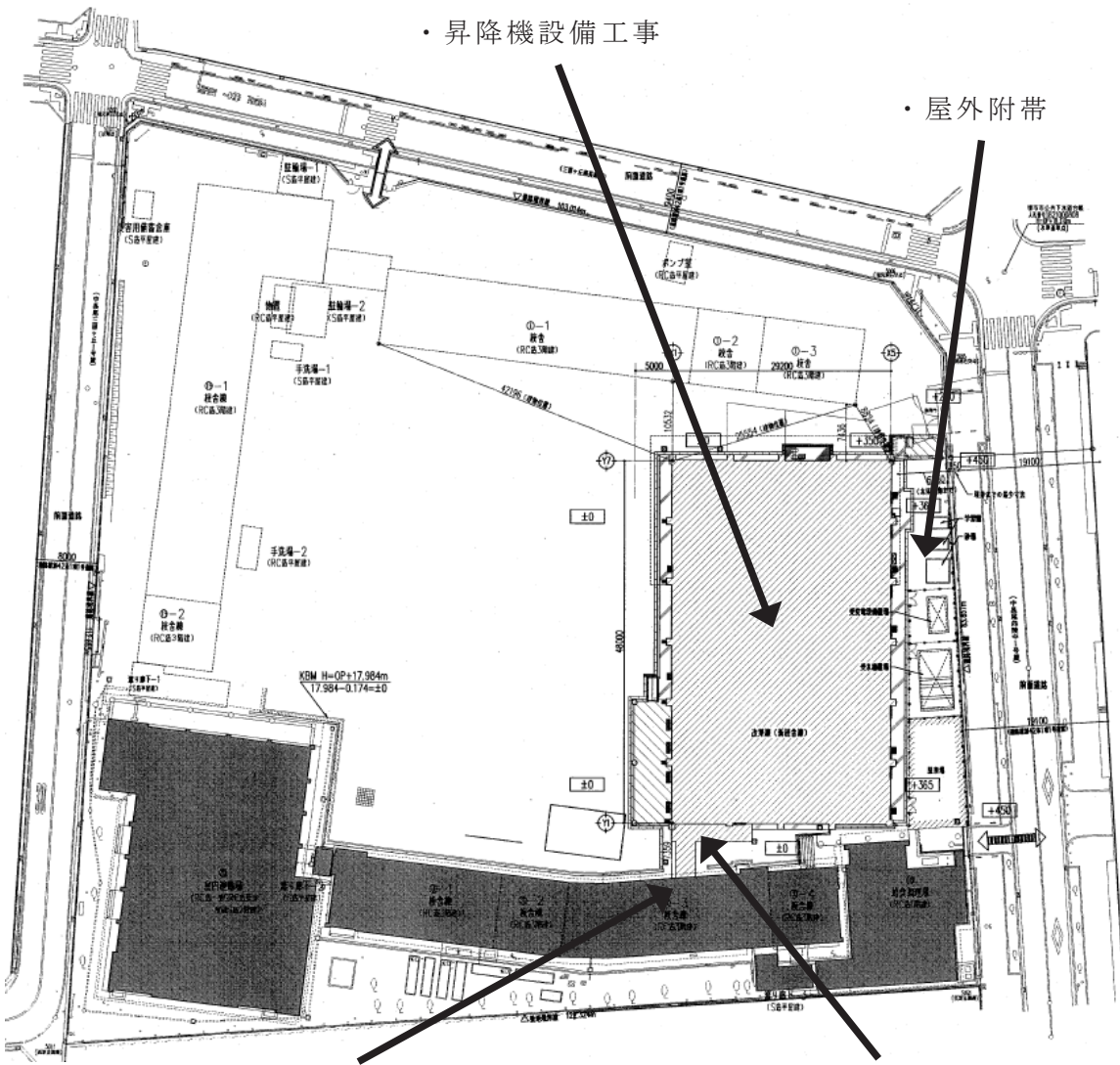
No. 1

付近配置図



- ・校舎棟改築
- ・昇降機設備工事

・屋外附帯



・既設改修

・渡り廊下棟新築

東三国丘小学校校舎改築工事

No. 2

配置図

## 土地の売払いについて

次のとおり土地の売払いを行うものとする。

### 1 土地の表示

所在地	地目	地積 (㎡)
堺市中区深井中町 327 番 13、23 及び 27 並びに 493 番 1、19、23 及び 40	宅地	13,284.15

### 2 売払いの相手方

大阪市住吉区长居東 4 丁目 11 番 4 号

日経ホーム株式会社

代表取締役 濱崎 武蔵

### 3 処分金額

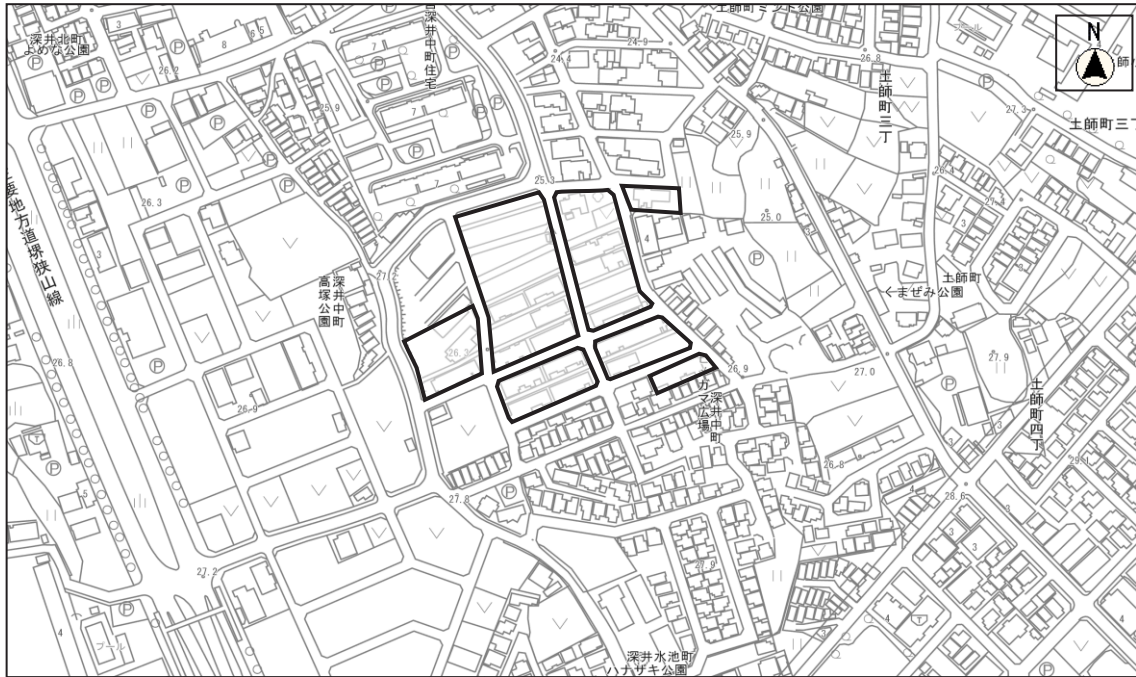
金 2,235,510,000 円

## 土地の売払いについて

市営深井中町住宅跡地について、良好な住環境の形成、脱炭素型都市の実現と防災力向上の都市形成に寄与するための売買条件等を定めた条件付一般競争入札を実施し、落札した相手方に当該土地の売払いを行うものである。



売払い物件位置図





## 物品の買入れについて

次のとおり、はしご付消防自動車（40m級）1台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3  
株式会社モリタ 関西支店  
支店長 土居 典生
- 2 購入金額 190,190,000 円  
うち取引に係る消費税額等 17,290,000 円
- 3 仮契約の日 令和 4 年 4 月 7 日

## 物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から  
令和5年3月20日まで
- 3 入札執行日時 令和4年3月31日 午後1時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
株式会社モリタ関西支店		172,900,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所		190,000,000	
株式会社モリタテクノス西日本営業部		210,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

## 物品の買入れについて

次のとおり、はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m級）1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク 2 番地の 3  
株式会社モリタ 関西支店  
支店長 土居 典生
- 2 購入金額 99,715,000 円  
うち取引に係る消費税額等 9,065,000 円
- 3 仮契約の日 令和 4 年 4 月 7 日

## 物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から  
令和5年3月20日まで
- 3 入札執行日時 令和4年3月31日 午後1時15分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者	経過	第1回	備考
株式会社モリタ関西支店		90,650,000	落札
日本機械工業株式会社大阪営業所		120,000,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額である。

## 市道路線の認定及び廃止について

市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

# 市道路線認定調書

整理番号	路線名	起 終 点	重要な経過地	付記
ト285	常磐34号線	北区常磐町2丁67番2地先 北区常磐町2丁116番4地先		本市施行
ト286	常磐102号線	北区常磐町3丁2番13地先 北区常磐町3丁36番地先		〃
7377	浅香山22号線	堺区浅香山町3丁50番20地先 堺区浅香山町3丁45番3地先		路線再編成
7352	草尾93号線	東区草尾380番4地先 東区草尾381番6地先		開発に伴う寄付
ト967	日置荘西215号線	東区日置荘西町5丁61番1地先 東区日置荘西町5丁61番16地先		〃
7378	阿弥78号線	美原区阿弥106番16地先 美原区阿弥106番2地先		〃
ハ1058	土師222号線	中区土師町3丁1475番16地先 中区土師町3丁1500番1地先		都市計画法第39条による帰属
ホ589	堀上毛穴1号線	中区堀上町678番10地先 中区毛穴町372番5地先		〃
ヰ558	白鷺21号線	東区白鷺町2丁342番13地先 東区白鷺町2丁342番37地先		〃
ヰ559	白鷺22号線	東区白鷺町2丁342番46地先 東区白鷺町2丁342番37地先		〃
ヰ560	白鷺23号線	東区白鷺町2丁342番54地先 東区白鷺町2丁342番71地先		〃
ト966	日置荘原寺65号線	東区日置荘原寺町260番33地先 東区日置荘原寺町260番30地先		〃



## 市道路線廃止調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
1007	常磐7号線	北区常磐町2丁67番地先 北区常磐町3丁229番地先		本市施行
7008	浅香山3号線	堺区浅香山町2丁37番地先 堺区浅香山町3丁45番地先		路線再編成

# 市道認定路線図

11-09

整理番号 ト285

常磐34号線

67-2

116-4

常磐町 2丁

常磐町 2丁

おかりば公園

おかりば公園

東浅香山町 4丁

東浅香山町 4丁

東浅香山町 6丁

凡例

● → 認定道路



# 市道認定路線図

11-04

整理番号 ト286

よさみグラウンド

図外2号  
公園

菊田 10丁目

常磐102号線



凡例  
→ 認定道路

# 市道認定路線図

11-11

整理番号 7377

## 浅香山22号線

浅香山公園

50-20

45-3

浅香山公園野球場

山之内公園

浅香山町

浅香山町 2丁

浅香山町 8丁

凡例

→ 認定道路



市道認定路線図

整理番号 7352

丈六

草尾93号線

高松

草尾

380-4

381-6

福田

草尾



市道認定路線図

42-03

整理番号 7967

日置荘西215号線

61-1  
61-16

日置荘田中町

日置荘田中町

日置荘西町 5丁

日置荘田中町

日置荘原寺町

日置荘田中町

凡例



認定道路



市道認定路線図

整理番号 7378

阿弥78号線

106-16

106-2

阿弥78号線  
認定道路

黒山小学校

阿弥

レクリエーション農園  
第1号農園

凡例



認定道路

市道認定路線図

33-20

整理番号 ハ1058

土師222号線

1475-16

1500-1

土師町 3

土師町 3丁

凡  
例



認定道路



# 市道認定路線図

整理番号 木589

田の池公園

毛穴町



堀上毛穴1号線

678-10  
堀上町

八田寺町

372-5

八田寺町

八田寺町

八田寺町

八田寺町

八田寺町

八田寺町

凡例	 認定道路
----	--



市道認定路線図

34-15

整理番号 シ558

白鷺21号線

342-18

342-37

白鷺町 3丁

白鷺町 2丁

白鷺町 2丁

野尻町

凡  
例



認定道路



市道認定路線図

整理番号 シ559

白鷺22号線

342-46

342-37

白鷺町 3丁

白鷺町 2丁

白鷺町 2丁

野尻遊園  
別荘  
野尻  
グレートホール場

野尻町

野尻町

凡  
例



認定道路



# 市道認定路線図

34-15

整理番号 シ560

白鷺23号線

342-54

342-71

白鷺町 2丁

白鷺町 2丁

白鷺町 2丁

凡例  
●——→ 認定道路

市道認定路線図

整理番号 7966

日置荘原寺65号線

260-33  
260-30

日置荘原寺町

凡例



認定道路

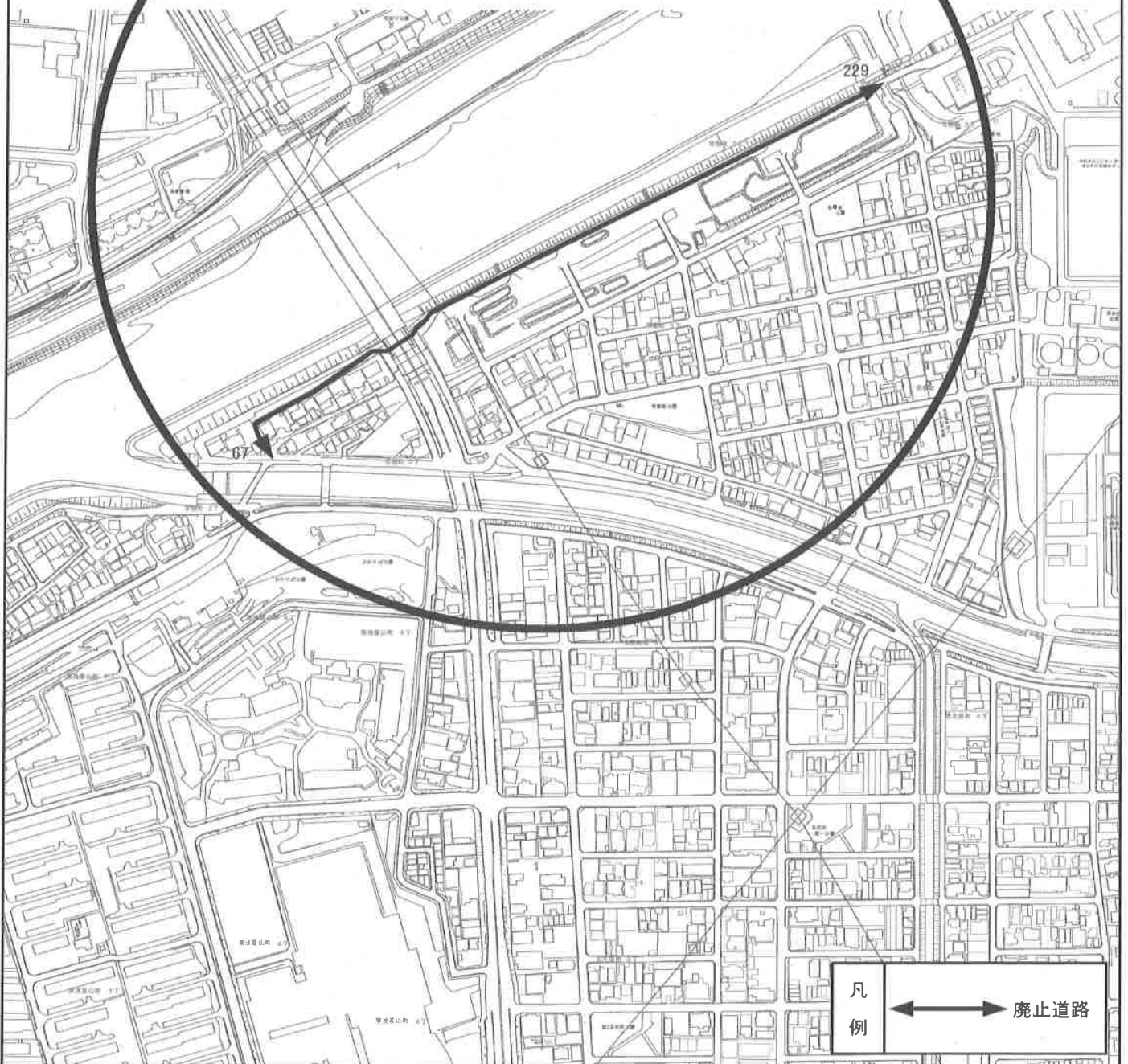


# 市道廃止路線図

11-09

整理番号 1007

常磐7号線



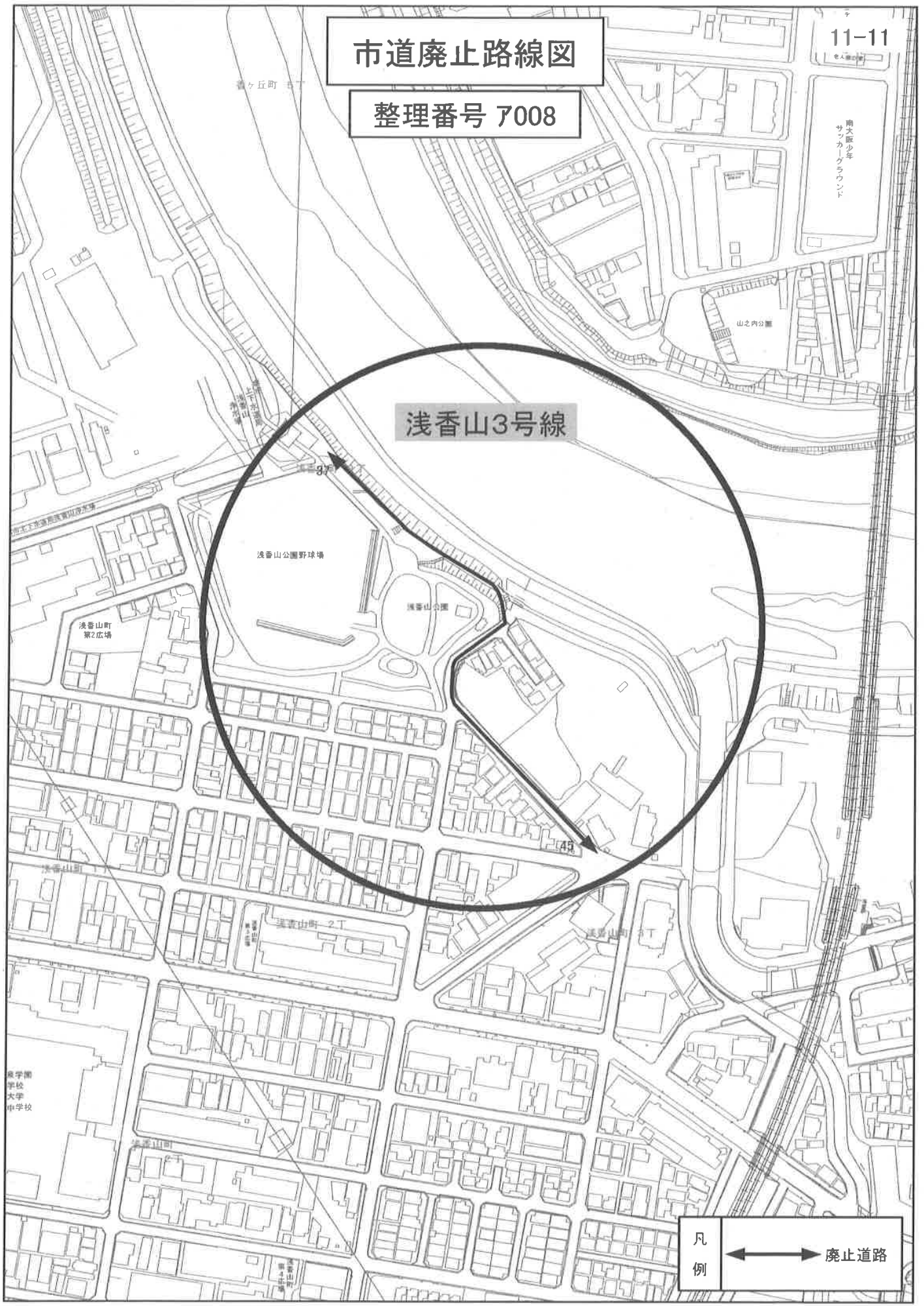


# 市道廃止路線図

整理番号 7008

11-11

浅香山3号線







## 堺市市税条例の一部を改正する条例の 専決処分の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

専決第 15 号

## 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決について

堺市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

### [専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

## 堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「第77項」を「第79項」に改める。

附則第5条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第8条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（法人の市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）第28条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 新条例附則第5条第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

4 新条例附則第8条第1項の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 堺市市税条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。以下「改正法」という。）の施行に伴う所要の改正を行うものであること。

- (1) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、負担水準が60%未満の商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行制度において評価額の5%としているところ、令和4年度限りの措置として、2.5%とするもの
- (2) 改正法の施行に伴う規定の整備を行うもの

### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行するものであること。

## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

## 1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(危機管理室)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
10	4.3.14	48,618	神戸市灘区** *****	*****	令和3年7月30日(金) 午前11時45分ごろ、堺市 西区上野芝町4丁10-1地 先において、危機管理課職 員の運転する本市車両が、 府道堺狭山線を進行中、赤 信号で停止中の相手方車 両に追突し、相手方を負傷 させるとともに、相手方車 両に積載していた工具箱 等を破損させたもの。

(環境事業部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
16	4.4.18	182,600	堺市南区** *****	*****	令和4年2月15日(火) 午前10時5分ごろ、堺市 南区*****に おいて、環境事業所の職員 が、粗大ごみ収集車両を後 退させた際、相手方門扉前 の土間の縁石を擦り、土間 タイルと縁石を損傷させ たもの。

(建築部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
11	4.3.14	378,400	和泉市** *****	*****	令和3年12月15日(水) 午後3時10分ごろ、堺市 北区百舌鳥陵南町1丁 58-10先路上において、建 築課職員の運転する本市 車両が、府道堺狭山線を進 行中、停止中の相手方車両 に追突し、相手方車両を損 傷させたもの。

## (土木部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
12	4. 3. 15	870, 721	堺市堺区*** *****	*****	令和3年5月24日(月)午前11時25分ごろ、堺市北区黒土町 2258-5 地先において、北部地域整備事務所職員の運転する本市車両が右折した際、横断歩道を歩行中の相手方に接触し、負傷させたもの。
20	4. 4. 27	300, 000	堺市中区*** *****	*****	令和3年12月12日(日)午前10時30分ごろ、堺市堺区大浜北町4丁2地先において、相手方車両が府道堺港線を走行中、路面の隆起による段差でハンドルをとられ、ガードレールに接触して、右側オーバーフェンダーなどを損傷したもの。
21	4. 4. 28	40, 625	堺市美原区** *****	*****	令和4年1月12日(水)午前6時40分ごろ、堺市美原区菅生 1096 地先において、相手方バイクが左折し市道菅生 22 号線に進入したところ、路上に倒れた看板に乗り上げ転倒し、負傷及びバイクを損傷したもの。

## (サイクルシティ推進部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
13	4. 3. 15	276, 509	堺市北区*** *****	*****	令和3年12月9日(木)午前9時40分ごろ、堺市北区南花田町 1687-2 において、自転車企画推進課職員が降車した際、運転席ドアが相手方車両に接触し、損傷させたもの。

## (北区役所)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
19	4. 4. 25	14, 029	堺市北区*** *****	*****	令和4年2月28日(月)午前11時50分ごろ、堺市北区黒土町2266-2地先において、北区自治推進課の職員が運転する本市車両が走行中、左前方を走行中に単独で転倒した相手方自転車に接触し、損傷させたもの。

## (消防局総務部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
17	4. 4. 18	38, 672	東大阪市東鴻池 町4丁目3-40	大信運輸倉庫 株式会社 代表取締役 須原敬三	令和4年2月12日(土)午前7時10分ごろ、堺市美原区木材通4丁目14-33において、南消防署茶山台出張所の職員が消火活動により減水した敷地内の防火水槽に消防用ホースによる給水作業を実施したところ、ホース先端が跳ね上がり、倉庫内の荷物数点が水損したもの。

## (消防局警防部)

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
18	4. 4. 22	121, 000	大東市谷川2丁 目10-50	医療法人 徳洲会 野崎徳洲病院 理事長 安富祖久明	令和4年2月26日(土)午後7時15分ごろ、大東市谷川2丁目10-50において、堺消防署旭ヶ丘出張所の職員が高規格救急自動車を地下駐車場に進入させた際に、駐車場内上方にある防煙ガラスと高規格救急自動車のアンテナを接触させ、当該防煙ガラスを損傷させたもの。





## 2 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
14	4.3.18	大仙西町団地 5棟ほか9棟 解体ほか工事	堺 市 中 区 東 山 56 番 地 1	日英建設株式会社 代 表 取 締 役 畠 山 英 己	変更前 729,907,200円 (消費税額等 66,355,200円) 変更後 786,831,100円 (消費税額等 71,530,100円)

## による専決処分

変更額 (増)	変更する内容	変更理由
56,923,900 円 (消費税額等 5,174,900 円)	外壁アスベスト除去工事 3,508 m <sup>2</sup> 増加  仮設計画の変更 安全巡視員 2名 増加 敷き鉄板 250 m <sup>2</sup> 増加	<p>設計時にアスベスト含有調査が出来ない高所部分について、工事着手後に調査した結果、塗膜材にアスベストの含有が確認された。その結果、アスベスト含有材として処理・処分を行う必要が生じたことから、増額となる。</p> <p>その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量が増加した結果、増額となる。</p> <p>以上のことから、増額変更を行うものとする。</p>

**令和4年第2回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その1）**

---

令和4年5月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

**印刷** 真生印刷株式会社

---

配架資料番号

1-B2-22-0075





この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。